

施設名 東京都石神井学園

施設種別		児童養護施設											
事業開始		昭和23年 1月		根拠	児童福祉法第41条								
設置主体		東京都					所在地		東京都練馬区石神井台三丁目35番地23号				
経営主体		社会福祉法人東京都社会福祉事業団											
目的	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。							費用負担	運営費 国が定める経費 都1/2:国1/2 都が加算する経費 都10/10 設置費 都1/2:国1/2				
対象者		保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童					利用定員	130名					
事業概要	1 趣旨 家庭的環境の中での生活・学習・運動等の指導、小学校・中学校・高等学校への通学、各種学校等への通学を行い、自立を支援する。												
	2 経緯												
	明治 5年(1872年) 東京府養育院が創立され、老人・児童・病弱者の援護事業を開始する												
	明治42年(1909年) 東京市養育院巣鴨分院を開設し、老人と児童を分離する												
	昭和17年(1942年) 現在地に新築移転												
	昭和23年(1948年) 児童福祉法の施行により、同法に基づく養護施設となる												
	昭和62年(1987年) 児童棟増改築工事完了												
	平成17年(2005年) ショートステイ、トワイライトステイ事業を開始												
	平成19年(2007年) 地域小規模型グループホームの運営を開始												
	平成27年(2015年) 児童定員16名増員(平成19年12月1日)												
事業概要	3 入所者の状況(令和5年度実績) (単位:人)												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	在籍数	88	85	88	88	89	89	88	90	91	91	91	92
	入所	2	3	0	1	0	0	3	1	2	0	1	5
	退所	4	0	1	1	0	1	1	0	2	0	0	15
	一時保護	2	2	4	3	4	5	5	4	4	3	3	3
	4 事業展開の特徴												
	家庭的な寮運営の推進、自立支援計画の充実、利用者本位の専門的支援の実施等												
	5 子育て支援事業の状況(令和5年度実績)												
	定員15人(ショートステイ7人、トワイライトステイ8人)												
ショートステイ 延べ利用児童数 1,089人(R4:1,102人)													
トワイライトステイ 延べ利用児童数 101人(R4: 22人)													

6 指定管理料(単位:千円)〔子育て短期支援事業運営費〕 令和4年度 (予算)739,467〔28,000〕 (決算) 728,108〔25,732〕 令和5年度 (予算)761,016〔28,000〕 (決算) 723,516〔21,891〕 令和6年度 (予算)814,013〔28,000〕			
施設規模 (学園全体)	土地面積	32,118.01m ²	所有者 東京都
	建物面積	5,598.20m ²	建築年 度 (改修) 昭和62年3月児童棟(D棟) 平成28年8月児童棟(A棟) 平成29年11月児童棟(B・C棟)

施設名 東京都小山児童学園

施設種別		児童養護施設																																																																												
事業開始		昭和25年 4月		根拠	児童福祉法第41条																																																																									
設置主体		東京都				所在地		東京都東久留米市野火止二丁目22番地26号																																																																						
経営主体		社会福祉法人東京都社会福祉事業団																																																																												
目的	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。							費用負担	運営費 国が定める経費 都1/2:国1/2 都が加算する経費 都10/10 設置費 都1/2:国1/2																																																																					
対象者		保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童				利用定員		64名																																																																						
事業概要	1 趣旨 家庭的環境の中での生活・学習・運動等の指導、小学校・中学校・高等学校への通学、各種学校等への通学を行い、自立を支援する。																																																																													
	2 経緯																																																																													
	昭和20年11月		戦災孤児学寮として、大円寺等の寺院にて養護事業発足																																																																											
	昭和23年 3月		寺院3箇所を統合して小山学寮設置																																																																											
	昭和25年 4月		児童福祉法に基づく養護施設となる																																																																											
	昭和51年 3月		本館(1)落成																																																																											
	昭和52年 3月		本館(2)落成																																																																											
	昭和63年 3月		定員64名に変更																																																																											
	平成 元年 3月		松・竹・菊寮改築工事完了																																																																											
	3 入所者の状況(令和5年度実績) (単位:人)																																																																													
要	<table><tr><td></td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td></tr><tr><td>在籍数</td><td>51</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td><td>51</td><td>51</td><td>51</td><td>51</td><td>50</td><td>51</td><td>51</td><td>51</td></tr><tr><td>入所</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>退所</td><td>3</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>一時保護</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td></tr></table>														4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	在籍数	51	50	50	50	51	51	51	51	50	51	51	51	入所	1	0	1	1	1	1	0	0	1	0	0	1	退所	3	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	2	一時保護	1	2	2	2	3	3	2	2	3	2	1	1
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																	
	在籍数	51	50	50	50	51	51	51	51	50	51	51	51																																																																	
	入所	1	0	1	1	1	1	0	0	1	0	0	1																																																																	
	退所	3	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	2																																																																	
一時保護	1	2	2	2	3	3	2	2	3	2	1	1																																																																		
4 事業展開の特徴 家庭的な寮運営の推進、自立支援計画の充実、利用者本位の専門的支援の実施等																																																																														
5 指定管理料(単位:千円)																																																																														
		令和4年度		(予算)420,988				(決算) 407,013																																																																						
		令和5年度		(予算)415,492				(決算) 442,492																																																																						
		令和6年度		(予算)458,910																																																																										
施設規模		土地面積		6,467.91㎡		所有者		東京都																																																																						
(学園全体)		建物面積		2,747.73㎡		建築年度		昭和51年3月本館(1)昭和52年3月本館(2) 平成元年3月松・竹・菊寮																																																																						

施設名 東京都船形学園

施設種別		児童養護施設																																																																											
事業開始		昭和23年 2月		根拠	児童福祉法第41条																																																																								
設置主体		東京都				所在地		千葉県館山市船形1377																																																																					
経営主体		社会福祉法人東京都社会福祉事業団																																																																											
目的	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。							費用負担	運営費 国が定める経費 都1/2:国1/2 都が加算する経費 都10/10 設置費 都1/2:国1/2																																																																				
対象者		保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童				利用定員		64名																																																																					
事業概要	1 趣旨 家庭的環境の中での生活・学習・運動等の指導、小学校・中学校・高等学校への通学、各種学校等への通学を行い、自立を支援する。																																																																												
	2 経緯																																																																												
	明治33年 8月		東京市養育院の「海浜療養所」(結核児童の転地療養所)として「勝山保養所」を開設																																																																										
	明治42年 5月		現在地に移転し、虚弱児童を対象に養育院「安房分院」として開設																																																																										
	昭和17年 3月		「安房臨海学園」に改称																																																																										
	昭和24年 8月		児童福祉法に基づく養護施設となる																																																																										
	昭和30年 7月		「安房児童学園」に改称																																																																										
	昭和53年 6月		那古寮が那古学園として分離独立、「船形学園」に改称																																																																										
	平成 9年 3月		全面改築工事完了																																																																										
	3 入所者の状況(令和5年度実績) (単位:人)																																																																												
<table><tr><td></td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td></tr><tr><td>在籍数</td><td>39</td><td>39</td><td>39</td><td>39</td><td>40</td><td>40</td><td>39</td><td>39</td><td>39</td><td>38</td><td>38</td><td>35</td></tr><tr><td>入所</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>退所</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>3</td><td>6</td></tr><tr><td>一時保護</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>														4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	在籍数	39	39	39	39	40	40	39	39	39	38	38	35	入所	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	退所	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	3	6	一時保護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																	
在籍数	39	39	39	39	40	40	39	39	39	38	38	35																																																																	
入所	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																	
退所	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	3	6																																																																	
一時保護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																	
要	4 事業展開の特徴 家庭的な寮運営の推進、自立支援計画の充実、利用者本位の専門的支援の実施等																																																																												
	5 指定管理料(単位:千円)																																																																												
	令和4年度		(予算)346,204				(決算) 353,204																																																																						
令和5年度		(予算)340,906				(決算) 334,906																																																																							
令和6年度		(予算)387,491																																																																											
施設規模		土地面積		36,236.15㎡		所有者		東京都																																																																					
(学園全体)		建物面積		3,838.91㎡		建築年度		平成 9年 3月																																																																					

施設名 東京都八街学園

施設種別		児童養護施設																																																																										
事業開始		昭和21年 5月		根拠	児童福祉法第41条																																																																							
設置主体		東京都				所在地		千葉県八街市八街に151																																																																				
経営主体		社会福祉法人東京都社会福祉事業団																																																																										
目的	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。							費用負担	運営費 国が定める経費 都1/2:国1/2 都が加算する経費 都10/10 設置費 都1/2:国1/2																																																																			
対象者		保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童				利用定員		64名																																																																				
事業概要	1 趣旨 家庭的環境の中での生活・学習・運動等の指導、小学校・中学校・高等学校への通学、各種学校等への通学を行い、自立を支援する。																																																																											
	2 経緯																																																																											
	昭和21年 5月		東京都養育院が旧軍用施設(八街飛行学校施設)を併用して、戦災孤児を収容し事業開始																																																																									
	昭和23年 2月		児童福祉法に基づく養護施設となる																																																																									
	昭和38年 9月		改築工事完了																																																																									
	昭和61年 4月		定員96名に変更																																																																									
	平成 6年 4月		定員64名に変更																																																																									
	平成 7年 3月		全面改築工事完了																																																																									
	3 入所者の状況(令和5年度実績) (単位:人)																																																																											
	<table><tr><td></td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td></tr><tr><td>在籍数</td><td>34</td><td>35</td><td>37</td><td>37</td><td>36</td><td>35</td><td>35</td><td>35</td><td>38</td><td>38</td><td>38</td><td>38</td></tr><tr><td>入所</td><td>0</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>退所</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>一時保護</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>													4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	在籍数	34	35	37	37	36	35	35	35	38	38	38	38	入所	0	2	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0	退所	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	2	一時保護	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																
在籍数	34	35	37	37	36	35	35	35	38	38	38	38																																																																
入所	0	2	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0																																																																
退所	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	2																																																																
一時保護	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0																																																																
事業概要	4 事業展開の特徴 家庭的な寮運営の推進、自立支援計画の充実、利用者本位の専門的支援の実施等																																																																											
	5 指定管理料(単位:千円)																																																																											
	令和4年度		(予算)413,549				(決算) 430,099																																																																					
	令和5年度		(予算)439,526				(決算) 440,726																																																																					
		令和6年度		(予算)404,153																																																																								
施設規模		土地面積	国 17,200.00㎡ 都 4,232.36㎡		所有者		東京都																																																																					
(学園全体)		建物面積	3,715.19㎡		建築年度		平成 7年 3月																																																																					

施設名 東京都勝山学園

施設種別		児童養護施設																																																																											
事業開始		昭和21年 8月		根拠	児童福祉法第41条																																																																								
設置主体		東京都					所在地		千葉県安房郡鋸南町下佐久間1469																																																																				
経営主体		社会福祉法人東京都社会福祉事業団																																																																											
目的	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。							費用負担	運営費 国が定める経費 都1/2:国1/2 都が加算する経費 都10/10 設置費 都1/2:国1/2																																																																				
対象者		保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童					利用定員	64名																																																																					
事業概要	1 趣旨 家庭的環境の中での生活・学習・運動等の指導、小学校・中学校・高等学校への通学、各種学校等への通学を行い、自立を支援する。																																																																												
	2 経緯																																																																												
	昭和21年 8月		療育施設「東京都保田児童学園」として、安房郡保田町に開園																																																																										
			養育院に一時保護中の戦災孤児、虚弱体質児童を収容																																																																										
	昭和24年 8月		児童福祉法に基づく養護施設となる																																																																										
	昭和51年 3月		移転改築工事竣工																																																																										
	昭和51年 4月		現在地に移転、「東京都勝山学園」と改称、定員96名																																																																										
	平成 6年 4月		定員64名に変更																																																																										
	3 入所者の状況(令和5年度実績) (単位:人)																																																																												
	<table><tr><td></td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td></tr><tr><td>在籍数</td><td>38</td><td>39</td><td>39</td><td>39</td><td>39</td><td>38</td><td>39</td><td>40</td><td>42</td><td>42</td><td>42</td><td>42</td></tr><tr><td>入所</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>退所</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>7</td></tr><tr><td>一時保護</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>														4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	在籍数	38	39	39	39	39	38	39	40	42	42	42	42	入所	2	1	0	0	0	1	1	2	0	0	0	2	退所	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7	一時保護	1	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																	
在籍数	38	39	39	39	39	38	39	40	42	42	42	42																																																																	
入所	2	1	0	0	0	1	1	2	0	0	0	2																																																																	
退所	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7																																																																	
一時保護	1	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0																																																																	
要	4 事業展開の特徴 家庭的な寮運営の推進、自立支援計画の充実、利用者本位の専門的支援の実施等																																																																												
	5 指定管理料(単位:千円)																																																																												
	令和4年度		(予算) 356,935					(決算) 322,912																																																																					
令和5年度		(予算) 339,831					(決算) 325,931																																																																						
令和6年度		(予算) 321,706																																																																											
施設規模		土地面積		17,671.90㎡		所有者		東京都																																																																					
(学園全体)		建物面積		3,858.49㎡		建築年度		昭和51年 3月																																																																					

施設名 東京都片瀬学園

施設種別		児童養護施設											
事業開始		昭和25年11月		根拠	児童福祉法第41条								
設置主体		東京都					所在地	神奈川県藤沢市片瀬四丁目9番地38号					
経営主体		社会福祉法人東京都社会福祉事業団											
目的	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。						費用負担	運営費 国が定める経費 都1/2:国1/2 都が加算する経費 都10/10 設置費 都1/2:国1/2					
対象者		保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童					利用定員	48名					
事業概要	1 趣旨 家庭的環境の中での生活・学習・運動等の指導、小学校・中学校・高等学校への通学、各種学校等への通学を行い、自立を支援する。												
	2 経緯 昭和15年 7月 軍人援護会東京都支部が軍人家族遺児保護のため、片瀬臨海寮を創設 昭和21年 3月 同胞援護会東京都支部の管理となり、戦災孤児、引揚孤児らを受入れる 昭和25年11月 東京都の運営となり、「東京都片瀬幼児寮」と称し、児童福祉法に基づく養護施設となる 昭和26年 3月 「東京都片瀬臨海寮」と改称(以降昭和28年に「東京都片瀬臨海幼児園」、昭和30年に「東京都片瀬幼児園」、昭和59年に「東京都片瀬学園」と改称) 昭和27年 6月 定員70名に変更(以降、昭和28年に定員150名、昭和41年に定員100名、昭和54年に72名、昭和55年に定員60名、昭和56年に定員48名となる) 昭和59年11月 児童棟全面改築												
	3 入所者の状況(令和5年度実績) (単位:人)												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	在籍数	25	24	27	27	27	29	30	30	30	31	31	30
	入所	0	4	0	0	3	0	1	0	1	0	0	0
	退所	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	一時保護	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	4 事業展開の特徴 家庭的な寮運営の推進、自立支援計画の充実、利用者本位の専門的支援の実施等												
	5 指定管理料(単位:千円) 令和4年度 (予算)300,958 (決算) 263,884 令和5年度 (予算)316,660 (決算) 311,500 令和6年度 (予算)381,938												
施設規模		土地面積		4,800.05㎡		所有者		東京都					
(学園全体)		建物面積		2,060.52㎡		建築年度(改修)		昭和59年11月児童棟 平成3年8月管理棟・職員宿舎					

施設名 東京都東村山福祉園

施設種別		福祉型障害児入所施設			
事業開始		昭和47年4月	根拠	(国) 児童福祉法第42条 (都) 東京都児童福祉施設条例第2条	
設置主体 経営主体		東京都 社会福祉法人東京都社会福祉事業団		所在地	東村山市萩山町一丁目35番地1
目的	知的障害児を入所させ、保護するとともに独立生活に必要な知識・技能を与える。			費用負担	1 措置費・障害児施設給付費 国1/2 都1/2 2 利用者負担 (措置費徴収基準による徴収金・定率負担及び食費等実費)
対象者		18歳未満の知的障害児		利用定員	入所 80人 短期入所事業 10人 日中一時支援 5人
事業概要	1 趣旨 障害の程度が重いため、介護密度が高く、また常時医学的な配慮を必要とするなど処遇の困難性が高い重度又は最重度の知的障害児を対象として、保護、診療、指導及び訓練の場として設置された。入所児童の健康維持と情緒の安定が保障される良好な環境のもとに、専門職員による指導・訓練を通してその生活能力の開発育成と人間的成長を援助することを目的とする。				
	2 経緯				
	昭和47年4月 開設				
	平成11年4月 東京都社会福祉事業団へ運営委託				
	平成18年4月 東京都社会福祉事業団を指定管理者として指定				
	平成21年4月 東京都社会福祉事業団を第2期指定管理者として指定				
	平成24年4月 東京都社会福祉事業団を第3期指定管理者として指定				
	平成27年4月 東京都社会福祉事業団を第4期指定管理者として指定				
	平成30年4月 東京都社会福祉事業団を第5期指定管理者として指定				
	令和5年4月 東京都社会福祉事業団を第6期指定管理者として指定(～令和10年度)				
事業概要	2 入所者の状況(令和6年3月31日時点)				
	(1)入所者数 63人				
	(2)障害程度 1度:4人、2度:59人				
	(3)短期入所延利用者数 2,144人				
	4 日中一時支援事業等の状況(R5年度末)				
	定員5人 延利用者数 100人				
	5 指定管理料(単位:千円)				
	令和4年度 (予算)1,035,720千円 (決算)785,690千円				
	令和5年度 (予算)1,358,453千円 (決算)1,154,934千円				
	令和6年度 (予算)1,369,488千円				
施設規模		土地面積 25,894 m ²		所有者 東京都	
		建物面積 8,940 m ²		建築年度 令和5年度改築	

施設名 東京都七生福祉園

施設種別		福祉型障害児入所施設・障害者支援施設			
事業開始		(児) 昭和27年4月 (者) 昭和38年4月	根拠	(国) 児童福祉法第42条・障害者総合支援法第5条第12項 (都) 東京都児童福祉施設条例第2条・東京都障害者支援施設等に関する条例第2条	
設置主体 経営主体		東京都 社会福祉法人東京都社会福祉事業団		所在地	東京都日野市程久保843番地
目的	(児) 知的障害児を入所させ、保護するとともに独立生活に必要な知識・技能を与える。 (者) 知的障害者を受け入れて日常生活の支援を行うとともに、創作活動などの日中活動を提供する。			費用負担	1 措置費・障害児施設給付費: 国1/2 都1/2 2 介護給付費: 国1/2 都1/4 区市町村1/4 3 利用者負担 (措置費徴収基準による徴収金・定率負担及び食費等実費)
対象者		(児) 18歳未満の知的障害児 (者) 18歳以上の知的障害者		利用定員	(児) 福祉型障害児入所施設 156名 短期入所 7名 (者) 施設入所支援 150名 生活介護 144名 自立訓練 6名 就労移行支援 14名 短期入所 5名
事業概要	1 趣旨 (児) 児童福祉法により、都内に居住する知的障害児で家庭において養育又は看護が困難なものを入所させ、これを保護するとともに独立・自立に必要な知識・技能を与え、あるいは更生に必要な指導訓練を行い、社会参加の促進を図ることを目的として設置された。 (者) 重度及び中軽度の知的障害者を対象として、保護・指導及び訓練の場として設置された。 入所者の健康の維持と情緒の安定が保障される良好な施設環境のもとに、専門職員による指導・訓練を通してその生活能力の開発育成と、人間的成長を援助することを目的とする。				
	2 経緯				
	昭和24年8月 養護施設児童学園として開設				
	昭和38年4月 精神薄弱者更生施設七生福祉園開設				
	昭和43年4月 精神薄弱児施設七生児童学園と精神薄弱者更生施設七生福祉園統合				
	平成11年4月 東京都社会福祉事業団へ運営委託				
	平成18年4月 東京都社会福祉事業団を指定管理者として指定				
	平成21年4月 東京都社会福祉事業団を第2期指定管理者として指定				
	平成22年4月 成人施設を障害者自立支援法に基づく障害者支援施設に移行				
	平成24年4月 東京都社会福祉事業団を第3期指定管理者として指定				
事業概要	平成27年4月 東京都社会福祉事業団を第4期指定管理者として指定				
	平成30年4月 東京都社会福祉事業団を第5期指定管理者として指定				
	令和3年4月 東京都社会福祉事業団を第6期指定管理者として指定				
	3 入所者の状況(令和6年3月31日現在)				
	(1) 入所者数 (児)82人 (者)109人				
	(2) 障害者手帳所持状況(児) 1度:0人 2度:3人 3度:26人 4度:52人 手帳なし:1人				
	(3) 障害支援区分(者) 区分6:20人 区分5:52人 区分4:33人 区分3:4人 区分2:0人 区分1:0人				
	4 短期入所事業の状況				
	(児) 定員7名 延利用者数 532名 (20.8%) (者) 定員5名 延利用者数 320名 (17.5%) 成人契約 延利用者数 130名 (35.6%)				
	5 就労移行支援事業の状況				
定員14名 延利用者数 776名 (施設内支援:312人、施設外支援:464人)					
6 訓練内容					
作業訓練、園外実習、自活訓練等					
7 指定管理料(単位:千円)					
令和4年度 (予算)(児) 721,039千円 (決算)(児) 701,726千円 (予算)(者) 875,110千円 (決算)(者) 800,081千円					
令和5年度 (予算)(児) 723,845 千円 (決算)(児) 740,521千円 (予算)(者) 877,543千円 (決算)(者) 818,931千円					
令和6年度 (予算)(児) 741,655千円 (予算)(者) 890,355千円					
施設規模		土地面積	176,245.64㎡	所有者	東京都
		建物面積	21,804.56㎡	建築年度	(児) 平成7年度 ・ (者) 平成元年度

施設名 東京都千葉福祉園

施設種別		福祉型障害児入所施設・障害者支援施設			
事業開始	昭和35年4月	根拠	(国) 児童福祉法第42条・障害者総合支援法第5条第11項 (都) 東京都児童福祉施設条例第2条・東京都障害者支援施設等に関する条例第2条		
設置主体	東京都		所在地	千葉県袖ヶ浦市代宿8番地	
経営主体	(社福) 東京都社会福祉事業団				
目的	知的障害者を受け入れて日常生活の支援を行うとともに、創作活動などの日中活動を提供する。また、園外職場実習等による就労支援、自活寮を活用した地域生活への移行に積極的に取り組んでいる。			費用負担	施設利用料の1割(上限あり)及び食費等実費
対象者	(児) 18歳未満の知的障害児 (者) 18歳以上の知的障害者		利用定員	①福祉型障害児入所施設 48名 ②障害者支援施設 320名 ③短期入所 6名	
事業概要	1 趣旨 重度及び中度の知的障害者を対象として、保護・指導及び訓練の場として設置された。入所者の健康の維持と情緒の安定が保証される良好な環境の下に、専門職員による指導訓練を通して、生活能力の開発育成と、人間的成長を支援することを目標とする。(障害者支援施設と福祉型障害児入所施設を一体的に運営)				
	2 経緯 昭和18年、現在地に東京市長浦更生農場が開設される。 昭和23年、東京都養育院長浦分院と改称し、救護施設及び精神薄弱児施設となる。 昭和35年、精神薄弱者福祉法に基づく精神薄弱者更生施設を付設 平成9年福祉局に移管、名称は東京都千葉福祉園となる。 平成18年、東京都社会福祉事業団が指定管理者となる。 平成21年、東京都社会福祉事業団が第2期指定管理者となる。 平成22年、障害者支援施設として指定を受け、新事業体系に移行する。 平成24年、東京都社会福祉事業団が第3期指定管理者となる。 平成27年、東京都社会福祉事業団が第4期指定管理者となる。 平成30年、東京都社会福祉事業団が第5期指定管理者となる。 令和3年、東京都社会福祉事業団が第6期指定管理者となる。				
	3 入所者の状況 (令和6年3月31日現在)				
	障害支援区分		利用者数	障害支援区分 利用者数	
	区分1		0名	区分4 50名	
	区分2		0名	区分5 65名	
	区分3		6名	区分6 68名	
				計 189名	
	4 日中活動の内容 手工芸、エコ活動、農耕、園芸、自活訓練、機能訓練、施設内外の実習等				
	5 短期入所事業の状況 定員6名 延利用者110名(利用率5.0%) (令和5年度実績)				
	7 指定管理料(単位:千円)				
	令和4年度		(予算) 2,037,005千円	(決算) 1,980,808千円	
	令和5年度		(予算) 2,032,437千円	(決算) 2,037,186千円	
	令和6年度		(予算) 2,043,900千円		
施設規模	土地面積	318,667㎡	所有者	東京都	
	建物面積	34,021㎡	建築年度	昭和35年度から	

施設名

東京都八王子福祉園

施設種別		障害者支援施設			
事業開始		昭和47年7月		根拠	(国)障害者総合支援法第5条第11項 (都)東京都障害者支援施設等に関する条例第2条
設置主体 経営主体		東京都 社会福祉法人東京都社会福祉事業団		所在地	東京都八王子市西寺方町76
目的	知的障害者を受け入れて日常生活の支援を行うとともに、創作活動などの日中活動を提供する。				費用負担 原則1割の定率負担及び食費・光熱水費の実費相当額
対象者		18歳以上の知的障害者		利用定員	・施設入所支援 160人 ・生活介護(施設入所支援利用者対象)160人 ・生活介護(通所) 20人 ・短期入所 10人
事業概要	1 趣旨 障害の程度が重いため、介護密度が高く、また常時医学的配慮を必要とするなどのために処遇の困難性が高い重度又は最重度の知的障害者を対象とし、保護・診療・指導及び訓練の場として設置された。入所者の健康の維持と情緒の安定が保障される良好な施設環境のもとに、専門職員による指導・訓練を通して、その生活能力の開発育成と人間的成長を援助することを目的とする。				
	2 経緯 昭和47年4月 知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生施設として設立。 平成11年4月 社会福祉法人東京都社会福祉事業団に経営委託。 平成18年4月 東京都社会福祉事業団を指定管理者として指定(第1期) 平成21年4月 東京都社会福祉事業団を第2期指定管理者として指定 平成22年4月 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設に移行 平成24年4月 東京都社会福祉事業団を第3期指定管理者として指定 平成27年4月 東京都社会福祉事業団を第4期指定管理者として指定 平成30年4月 東京都社会福祉事業団を第5期指定管理者として指定 令和3年4月 東京都社会福祉事業団を第6期指定管理者として指定				
	2 入所者の状況(令和6年3月31日現在)				
	(1)施設入所支援:120人、生活介護(通所を除く):143人 (2)障害支援区分 区分4:0人 区分5:17人 区分6:103人 (3)短期入所延利用者数 1,311人(利用率35.9%)				
	3 日中活動				
	(1)運動活動 利用者の身体機能の低下防止、リハビリテーション(理学療法士作成の個別プログラムによる)				
	(2)生産活動 ハガキ、しおり、リサイクル、野菜苗作り等				
	(3)趣味及び文化活動 陶芸、絵画、音楽療法等				
	4 指定管理料(単位:千円)				
	令和4年度 (予算)1,841,296千円 (決算)1,705,760千円 令和5年度 (予算)1,855,579千円 (決算)1,791,839千円 令和6年度 (予算)1,879,619千円				
施設規模		土地面積	40,417㎡	所有者	東京都
		建物面積	15,345㎡	建築年度	昭和47年

施設名 東京都清瀬喜望園

施設種別		障害者支援施設				
事業開始		昭和51年4月	根拠	(国)障害者総合支援法第5条第11項 (都)東京都障害者支援施設等に関する条例第2条		
設置主体 経営主体		東京都 社会福祉法人まりも会		所在地	東京都清瀬市竹丘3-1-72	
目的	身体障害者を受け入れて日常生活の支援を行うとともに、創作活動などの日中活動を提供する。				費用負担 施設利用料の1割(上限あり)及び食費等実費	
対象者		18歳以上の身体障害者		利用定員	施設入所支援 60名 生活介護 60名	
事業概要	1 趣旨 呼吸機能障害、心臓機能障害など内部障害を持つ人を主な対象として受け入れ、施設入所支援及び生活介護事業を行う。また平成29年度から新たに知的障害者の受入も開始した。令和4年度以降は、内部障害に限らず、医療的ケアが必要な身体障害など幅広く受入れを行っている。					
	2 経緯 昭和51年 重度呼吸機能障害者の授産施設として開設 開設時から社会福祉法人東京アフターケア協会に運営を委託 平成18年4月 社会福祉法人東京アフターケア協会を指定管理者として指定(第1期)(3年) 平成21年4月 社会福祉法人東京アフターケア協会を指定管理者として指定(第2期)(3年) 平成22年4月 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設に新体系移行 平成24年4月 社会福祉法人東京アフターケア協会を指定管理者として指定(第3期)(3年) 平成27年4月 社会福祉法人東京アフターケア協会を指定管理者として指定(第4期)(3年) 平成30年4月 社会福祉法人東京アフターケア協会を指定管理者として指定(第5期)(3年) 令和3年4月 社会福祉法人東京アフターケア協会を指定管理者として指定(第6期)(1年) 令和4年4月 社会福祉法人まりも会を指定管理者として指定(第7期)(2年) 令和6年4月 民間移譲					
	3 入所者の状況 (平成22年度から、新体系移行) (1)施設入所支援及び生活介護:現員60名/定員60名 (令和6年3月31日現在) (2)障害支援区分 区分2:2名、区分3:1名、区分4:4名、区分5:11名、区分6:42名					
	4 日中活動 (1)手工芸部 雑巾やティッシュ入れ等を製作し、地域の祭礼、福祉ショップ等で販売 (2)生産活動 電球袋詰め作業、紙類加工業者からの受注、アルミ缶リサイクル作業、ビニール折り作業、丁合封緘作業などを実施 (3)趣味及び文化活動 絵画、切り絵、習字、模擬カフェ、音楽活動等					
	5 指定管理料(単位:千円)					
	令和4年度 (予算)525,040千円 (決算)523,460千円					
	令和5年度 (予算)528,333千円 (決算)528,091千円					
	令和6年度 (予算)民間移譲のため予算配当無し					
	施設規模		土地面積	12,763.76㎡	所有者	東京都
	(平成28年7月まで)		建物面積	7,993.60㎡	建築年度	昭和51年度

施設名 東京都立東大和療育センター

施設種別		医療型障害児入所支援、障害福祉サービス事業所																		
事業開始		平成4年8月	根拠	児童福祉法第7条第2項、障害者総合支援法36条第1項、医療法第1条の5第1項、東京都立療育センター条例																
設置主体		東京都		所在地	〒207-0022 東大和市桜が丘3-44-10															
経営主体		社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会																		
目的	重症心身障害児(者)を入所させ、医療ケア、日常生活訓練及び機能訓練を行うとともに、在宅で療育している重症心身障害児(者)への支援として、短期入所事業及び通所事業を行う。 心身障害児(者)に対する医療入院及び外来診察を行う。				費用負担 1 措置費・障害児施設給付費 国1/2都1/2 2 介護給付費:国1/2都1/2(医療型入所支援) 介護給付費:国1/2都1/4区市町村1/4(療養介護、生活介護、短期入所) 3 診療報酬:保険者負担分 4 利用者負担 (措置費徴収基準による徴収、定率負担及び食費等実績)															
対象者	重症心身障害児(者)			利用定員	長期入所92床、短期入所28床、通所事業30人、入院8床、一般外来100人															
事業概要	1 趣旨 ○ 長期入所については、原則として、18歳以上の在宅の重症心身障害者を受け入れて療育をする。 ○ 在宅療育に必要な医療を提供するほか、地域における障害者医療の充実に資するため、心身障害児(者)全般を対象とした外来診察を行う。 ○ 重症心身障害児(者)が安心して在宅医療が続けられるようにするため、通所事業及び短期入所事業など、各種在宅支援事業を実施する。 ○ 障害を持つ人も持たない人も共に生きる社会をつくるため、地域に開かれた施設として、地域の人々との交流の場などを確保する。 2 経緯 ○ 平成4年8月一次開設、翌5年4月全面開設 ○ 平成15年4月支援費制度による短期入所事業開始 ○ 平成18年4月指定管理として管理運営を開始 ○ 平成18年4月障害者自立支援法による短期入所事業開始 ○ 平成18年10月長期入所について契約制度導入 ○ 平成24年4月障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正による障害児支援強化により重症心身障害児(者)通園事業が法定化された。 3 入所者の状況(令和5年度利用者延人数) 長期入所(契約)33,505人 短期入所4,507人 入院457人 外来24,101人 通所3,023人 4 事業内容 ○ 長期入所【療養介護】:在宅の困難な重症心身障害者を長期に受け入れて、療育及び生活訓練を行う。 ○ 短期入所:在宅重症心身障害児(者)の家族の病気その他の事情で家庭での介護が一時的に出来ない時に短期で受け入れる。 ○ 入院:外来利用者で入院による治療、検査が必要な児者を受け入れる。 ○ 外来:心身障害を持つ方の診断と治療。 ○ 通所【生活介護】:都内在住在宅重症心身障害者18歳以上を対象とした通所による療育及び生活訓練を行う。 5 指定管理料(単位:千円) <table><tr><td>令和4年度</td><td>(予算)</td><td>2,730,038</td><td>(決算)</td><td>2,773,567</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>(予算)</td><td>2,796,161</td><td>(決算)</td><td>2,795,635</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>(予算)</td><td>2,884,876</td><td></td><td></td></tr></table>					令和4年度	(予算)	2,730,038	(決算)	2,773,567	令和5年度	(予算)	2,796,161	(決算)	2,795,635	令和6年度	(予算)	2,884,876		
令和4年度	(予算)	2,730,038	(決算)	2,773,567																
令和5年度	(予算)	2,796,161	(決算)	2,795,635																
令和6年度	(予算)	2,884,876																		
施設規模	土地面積	34,999.14㎡	所有者	東京都																
	建物面積	13,660㎡	建築年度	平成4年																

施設名 分園よつぎ療育園

施設種別		障害福祉サービス事業所、児童発達支援																		
事業開始	平成8年8月	根拠	児童福祉法第6条の2第2項、障害者総合支援法第5条、医療法第1条の5第3項																	
設置主体	東京都		所在地	〒124-0014 葛飾区東四つ木4-44-1-101																
経営主体	社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会																			
目的	在宅で療育している重症心身障害児(者)への支援として、通所事業を行う。また、心身障害児(者)に対する外来診察を行う。			費用負担	1 診療報酬:保険者負担分 2 介護給付費:国1/2都1/4区市町村1/4(障害児通所支援) 3 利用者負担 (定率負担及び食費等実績)															
対象者	重症心身障害児(者)		利用定員	通所事業 25人 、外来診療 15人																
事業概要	1 趣旨 ○ 運動発達の遅れ、言葉の遅れ、てんかん発作、多動などの発達障害や心身障害を持つ方を対象に診察、リハビリテーション、相談等を行う。 ○ 重症心身障害児(者)が安心して在宅医療が続けられるようにするため通所事業を実施する。 2 経緯 ○ 平成8年8月開設 ○ 平成18年4月指定管理として管理運営を開始、通所事業の規模拡大(20人から25人拡大) ○ 平成24年4月障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正による障害児支援強化により重症心身障害児(者)通園事業が法定化された。 3 利用者の状況 外来3,399人 通所2,220人 4 事業内容 ○ 外来:心身障害を持つ方の診断と治療 ○ 通所:都内在住在宅重症心身障害児者で未就学児及び18歳以上を対象とした通所による療育及び生活訓練を行う。 5 指定管理料(単位:千円) <table><tr><td>令和4年度</td><td>(予算)</td><td>342,476</td><td>(決算)</td><td>319,003</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>(予算)</td><td>345,465</td><td>(決算)</td><td>332,449</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>(予算)</td><td>345,943</td><td></td><td></td></tr></table>					令和4年度	(予算)	342,476	(決算)	319,003	令和5年度	(予算)	345,465	(決算)	332,449	令和6年度	(予算)	345,943		
令和4年度	(予算)	342,476	(決算)	319,003																
令和5年度	(予算)	345,465	(決算)	332,449																
令和6年度	(予算)	345,943																		
施設規模	土地面積	-		所有者	東京都															
	建物面積	901.48㎡		建築年度	平成8年															

施設名 東京都立東部療育センター

施設種別		障害福祉サービス事業所、医療型障害児入所支援、医療型児童発達支援センター				
事業開始	平成17年12月	根拠	児童福祉法第6条の2第3項、同法第7条第2項、障害者総合支援法第5条及び36条第1項、医療法第1条の5第1項、東京都立療育センター条例			
設置主体	東京都		所在地	〒136-0075 江東区新砂3-3-25		
経営主体	社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会					
目的	重症心身障害児(者)を入所させ、医療ケア、日常生活訓練及び機能訓練を行うとともに、在宅で療育している重症心身障害児(者)への支援として、短期入所事業及び通所事業を行う。 心身障害児(者)に対する医療入院及び外来診察を行う。			費用負担	1 措置費・障害児施設給付費 国1/2都1/2 2 介護給付費:国1/2都1/2(医療型入所支援) 介護給付費:国1/2都1/4区市町村1/4(療養介護、生活介護、短期入所、障害児通所支援) 3 診療報酬:保険者負担分 4 利用者負担(措置費徴収基準による徴収、定率負担及び食費等実績)	
対象者	重症心身障害児(者)		利用定員	長期入所【障害児入所支援、療養介護】90床、短期入所24床、通所事業【障害児通所支援、生活介護】35人、一般入院6床、一般外来100人		
事業概要	1 趣旨					
	○ 入所・入院機能や通所機能のほか、地域支援事業を含めた総合医療センターの役割を担う。 ○ 超重症児(者)への積極的な対応など、高度な療育サービスを担う。 ○ 障害児(者)や家庭への総合相談窓口・地域施設などへの技術支援や人材育成・医療連携や地域連携のモデルづくりなど在宅障害児(者)の地域生活を支援する。 ○ 療育に関する情報の収集・公開を組織的に行うなど、情報の発信基地となる。 ○ 地域社会と協調し、障害者に対する社会の理解を深めるとともに地域で支えあう基盤づくりを目指す。					
	2 経緯					
	○ 平成17年12月一時開設、18年4月全面開設 ○ 平成18年4月障害者自立支援法による短期入所事業開始 ○ 平成18年10月長期入所について契約制度導入 ○ 平成20年9月乳幼児通所事業を開始(日々定員5名) ○ 平成24年4月障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正による障害児支援強化により重症心身障害児(者)通園事業が法定化					
	3 入所者の状況(令和5年度利用者延人数)					
	長期入所(措置)725人 (契約)32,029人 短期入所3,952人 入院337人 外来25,719人 通所3,416人					
事業概要	4 事業内容					
	○ 長期入所【障害児入所支援、療養介護】:在宅の困難な重症心身障害児(者)を長期に受け入れて、療育及び生活訓練を行う。 ○ 短期入所:在宅重症心身障害児(者)の家族の病気その他の事情で家庭での介護が一時的に出来ない時に短期で受け入れる。 ○ 入院:外来利用者で入院による治療、検査が必要な児者を受け入れる。 ○ 外来:①主として、18歳未満で発言した心身障害を持つ方の診断と治療。②0～3歳児と家族を対象とした育児指導及び精神的支援。③障害児育児支援(外来利用児童と家族対象) ○ 通所【障害児通所支援、生活介護】:在宅重症心身障害者で未就学児及び18歳以上を対象とした通所による療育及び生活訓練を行う。 ○ 地域療育等支援事業:①地域療育支援事業、②施設支援事業(江東区及び近隣区の保健関連施設等への技術支援)					

5 指定管理料(単位:千円)			
令和4年度 (予算) 3,035,155 (決算) 2,738,294			
令和5年度 (予算) 3,044,281 (決算) 2,791,902			
令和6年度 (予算) 3,093,778			
施設規模	土地面積	8, 936㎡	所有者 東京都
	建物面積	11, 171㎡	建築年度 平成17年